

特定非営利活動法人 子どもセンター「パオ」 設立趣旨書

子どもは周囲のおとなたちに守り育て支えられることなしに、生き抜いていくことは困難です。周囲のおとなたちから適切な援助と保護を受けることは、子どもの権利です。しかし、現実には、守り育て支えてくれるおとながいない、居場所がない、生きるための仕事もない子どもたち、自分の力だけではどうしようもない問題を抱えている子どもたちがたくさんいます。それは親から様々な暴力によって傷つけられたり、見捨てられている子ども、安心して帰る場所のない子どもなどです。

そのような子どもたちのなかには今晚泊まるところがない、緊急に泊まることができる安全な場所が必要だという子どもがいます。そのような場合に、もし一時的に暮らす場所があれば、その間に子どもの落ち着く先や仕事を見つけ出す援助もできます。このような子どものための施設としては、児童相談所の一時保護所があります。しかし、年齢制限や受け入れ人数の問題などから保護には限界があります。また、児童養護施設、自立援助ホームなどでは、緊急の対応が難しい場合もあります。しかし、目の前にいる、今晚泊まるところのない子どもを放っておくことはできません。現状では、泊まるところがないため、関わったおとながやむを得ず個人的に自宅に泊めたという例もあります。

そこで、私たちは、子どもが緊急に泊まることができるシェルター「こどもの家パオ」をつくります。そして、そこに避難してきた子どもを守り育ててくれるおとな、子どもが安心して暮らせる居場所、仕事先などを探します。その間、子どもは「パオ」で安心して暮らし、新たな居場所へ巣立つのです。

子どもをより長い期間じっくりと守り育て自立を支えていく自立援助の場も必要になるでしょう。そのような活動を広げていくためにも、子どもの幸せを願う人たちが力を出し合い問題解決に取り組むネットワーク作り、そして、子どもたちがほっとできる場をもち、自分のペースで育つことができるような社会を願って情報を発信します。

このような目的をもって、特定非営利活動法人「子どもセンター「パオ」」を設立し、子どもを支援していくこととし、平成17年11月2日設立準備会を発足しました。設立準備会は子どもの人権問題に取り組む弁護士、児童相談所所長経験者、児童相談所職員、児童養護施設長、自立援助ホーム施設長、女性相談センターケースワーカー、社会福祉士、児童福祉・少年非行臨床研究者、精神科医など子どもにかかわる専門職などによって構成され、設立準備を進めました。設立後は、広く市民の支援と参加を得て、関係機関とも連携しながら事業を遂行して行きます。

以上の経過により、平成18年7月1日特定非営利活動法人として設立することを設立総会において決議し、設立の認証を申請することとなりました。

平成18年7月1日

特定非営利活動法人子どもセンター「パオ」
設立代表者理事 多田 元